

入居者総合安心保険プラス

入居者総合安心保険プラスⅢ

普通保険 約款・特約

※「プラスⅡ」は「プラス」に「補償内容拡大特約」を付帯した商品です。

普通保険約款・特約は「プラス」の内容をご確認ください。

第1章 総則

第1節 一般条項

「プラス」の場合

※「プラスⅡ」は「プラス」に「補償内容拡大特約」を付帯した商品です。普通保険約款・特約は「プラス」の内容をご確認ください。以下、同様とします。

第1条(この商品と約款、加入内容確認証について)

- 当会社の商品である「入居者総合安心保険プラス」は、火災等の事故から財産を守る「入居者損害安心保険プラス」と、損害賠償責任に備える「入居者賠償責任安心保険プラス」からなる賃貸住宅入居者向けの総合保険です。
- 「入居者損害安心保険プラス」では、家財保険、費用保険、修理費用保険を対象としています。
- 「入居者賠償責任安心保険プラス」では、借家人賠償責任保険、個人賠償責任保険を対象としています。
- 商品の内容はこの約款に定めるとおりであり、約款の構成は、第1章に全体に係る総則、第2章以下に各保険固有の条項を定めています。
- 当会社は保険契約が成立したときは、その契約内容を加入内容確認証として電子的方法によりただちに提供します。また、保険契約者から請求のある場合には遅滞なく保険証券を交付します。

「プラスⅢ」の場合

第1条(この商品と約款、加入内容確認証について)

- 当会社の商品である「入居者総合安心保険プラスⅢ」は、火災等の事故から財産を守る「入居者損害安心保険プラスⅢ」と、損害賠償責任に備える「入居者賠償責任安心保険プラスⅢ」からなる賃貸住宅入居者向けの総合保険です。
- 「入居者損害安心保険プラスⅢ」では、家財保険、費用保険、修理費用保険を対象としています。
- 「入居者賠償責任安心保険プラスⅢ」では、借家人賠償責任保険、個人賠償責任保険を対象としています。
- 商品の内容はこの約款に定めるとおりであり、約款の構成は、第1章に全体に係る総則、第2章以下に各保険固有の条項を定めています。
- 当会社は保険契約が成立したときは、その契約内容を加入内容確認証として電子的方法によりただちに提供します。また、保険契約者から請求のある場合には遅滞なく保険証券を交付します。

第2条(用語の意味)

この約款で使っている用語の意味は、「別表1 用語の意味一覧表」に定めるとおりです。

第3条(保険期間)

保険期間は、加入内容確認証に記載の初日の0時に始まり、末日の24時に終了します。ただし、保険期間が始まった後でも、当会社は、保険料領収前の事故による損害に対しては、保険金を支払いません。

「プラス」の場合

第4条(被保険者の範囲)

- この保険契約における被保険者は、加入内容確認証に記載の入居者、その同居の親族および賃貸借契約上の同居人とします。ただし、入居者賠償責任安心保険プラス条項における被保険者には、責任無能力者を含みません。
- 前項における被保険者との間柄は、損害の原因となった事故が生じた時点におけるものとします。
- 事故発生時において、第1項に掲げる被保険者以外の者が被保険者とともに入居物件に居住していたとしても、被保険者に含みません。

「プラスⅢ」の場合

第4条(被保険者の範囲)

- この保険契約における被保険者は、加入内容確認証に記載の入居者、その同居の親族および賃貸借契約上の同居人とします。ただし、入居者賠償責任安心保険プラスⅢ条項における被保険者には、責任無能力者を含みません。
- 前項における被保険者との間柄は、損害の原因となった事故が生じた時点におけるものとします。
- 事故発生時において、第1項に掲げる被保険者以外の者が被保険者とともに入居物件に居住していたとしても、被保険者に含みません。

第5条(複数契約の取扱い)

この保険契約の被保険者は、重複して当会社の同種の保険契約の被保険者となることはできません。また、当会社の同種の保険契約の被保険者は、重複してこの保険契約の被保険者となることはできません。

第6条(契約申込時の告知義務)

- 保険契約者または被保険者となる者は、保険契約締結の際、危険(損害発生の可能性をいいます。)に関する重要な事項のうち、他の保険契約等に関する事項など当会社が保険契約申込書の記載事項とすることによって告知を求めるもの(他の保険契約等には当会社の他の保険契約を含みます。以下「告知事項」といいます。)について、事実を告げなければなりません。
- 当会社は、保険契約締結の際、保険契約者または被保険者が告知事項について、故意または重大な過失によって事実を告げなかった場合または不実のことを告げた場合には、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。
- 前項の規定は、次の各号のいずれかに該当する場合には適用しません。
 - 前項の事実がなくなつた場合
 - 当会社が保険契約締結の際、前項の事実を知っていた場合または過失によってこれを知らなかつた場合(注)
 - 当会社が前項の事実を知ったときから1ヶ月以内に解除をおこなわなかつた場合または保険契約締結の時から5年を経過した場合

(注)当会社のために保険契約の締結の代理または媒介をおこなう者が事実の告知をすることを妨げた場合または事実を告げないことがもしくは不実のことを告げることを勧めた場合を含みます。

- 第2項の規定により保険契約を解除した場合は、保険期間の初日からその事由が生じた日までを既経過月数として、第13条(解約返戻金)の算出基準に準じ、当会社は保険料を返還します。
- 第2項の規定による解除が、保険金を支払うべき損害の発生した後になされた場合であっても、第11条(保険契約解除の効力)の規定にかかわらず、当会社は保険金を支払いません。この場合において、すでに支払われた保険金があるときは、当会社はその返還を請求することができます。
- 前項の規定は、第2項の事実に基づかずして発生した事故による損害については適用しません。

第7条(契約後の通知義務等)

- 保険契約者または被保険者は、保険契約締結後、次の各号の事実が生じた場合は、遅滞なくその内容を当会社に通知しなければなりません。ただし、その事実がなくなつた場合には、当会社への通知は必要ありません。
 - 保険期間の開始前に家財保険の目的の全部が滅失した場合
 - 保険期間の開始日以降、家財保険の目的の全部が滅失(入居物件から退去した場合も含みます。)した場合
 - 入居物件が住居以外の用途に変更された場合
- 前項各号のほか、保険契約者または被保険者は、保険契約締結後、加入内容確認証に記載の事項について、次の各号の事実が生じた場合は、遅滞なくこれららの変更すべき内容を当会社に告げなければなりません。
 - 保険契約者の名称(個人契約者の場合は姓名、法人契約者の場合は商号)変更がある場合
 - 被保険者の姓名変更がある場合
 - 加入内容確認証に記載の保険契約者を変更しようとする場合
 - 加入内容確認証に記載の被保険者を変更しようとする場合
- 保険契約者が、加入内容確認証に記載の住所を変更した場合は、遅滞なくその旨を当会社に告げなければなりません。
- 当会社は、第1項第③号に該当する場合には、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。
- 前項の規定により保険契約を解除した場合は、保険期間の初日からその事由が生じた日までを既経過月数として、第13条(解約返戻金)の算出基準に準じ、当会社は保険料を返還します。
- 第4項の規定による解除が、保険金を支払うべき損害の発生した後になされた場合であっても、第11条(保険契約解除の効力)の規定にかかわらず、解除の原因となった事実が生じたときから解除がなされたときまでに発生した損害に対しては、当会社は保険金を支払いません。この場合において、すでに支払われた保険金があるときは、当会社はその返還を請求することができます。
- 当会社は、第2項各号に規定する通知事項について、これを当会社に通知するまでに生じた事故について保険金を支払いません。ただし、通知内容が保険金支払決定に関係のない場合は、この規定は適用しません。

第17条(時効、準拠法および訴訟の提起)

1. 保険契約者の保険料返還を請求する権利は、その事由が生じた日の翌日からその日を含め3年間で消滅します。
2. この約款に規定のない事項については、日本国の法令に準拠します。
3. この保険契約に関する訴訟については、日本国内における保険契約者と当社が合意した裁判所に提起するものとします。

第2節 保険金請求と保険金支払**第18条(保険金の受取人)**

保険金の受取人は被保険者とします。

第19条(事故報告の手続き)

保険契約者または被保険者は、事故による損害が生じたことを知ったときは、これを当会社に遅滞なく通知しなければなりません。

①事故の発生日時

②発生場所

③事故の状況

④損害の内容

⑤前各号について、これらの事項の証人となる者があるときはその住所・氏名、また損害賠償の請求を受けたときはその内容

第20条(事故発生による保険契約者および被保険者の義務)

1. 保険契約者または被保険者は、前条(事故報告の手続き)の事故報告の他、次の各号に掲げる事項をおこなわなければなりません。
 - ①損害の拡大防止または軽減のために必要な措置を講ずること
 - ②借家人賠償責任保険、修理費用保険の場合は、入居物件の貸主の住所および氏名について、遅滞なく書面をもって当会社に通知すること
 - ③個人賠償責任保険の場合は、被害者の住所および氏名について、遅滞なく書面をもって当会社に通知すること
 - ④借家人賠償責任保険、個人賠償責任保険の場合において、損害賠償責任に関する訴訟を提起しようとするとき、または提起されたときは、遅滞なく書面をもって当会社に通知すること
 - ⑤借家人賠償責任保険、個人賠償責任保険の場合において、損害賠償責任の全部または一部を承認しようとするときは、あらかじめ当会社の承認を得ること
 - ⑥被保険者が他人から損害の賠償を受けることができる場合は、その権利の保全または行使について必要な手続きをとること
2. 当会社は、保険契約者または被保険者が正当な理由がなく前条または前項各号のいずれかの義務に違反した場合は、次の各号の規定に従い、家財保険金・費用保険金・修理費用保険金・借家人賠償責任保険金・個人賠償責任保険金(以下「各保険金」といいます。)の支払額を決定します。
 - ①前条および前項第②号から第④号の義務のいずれかに違反した場合は、それによって当会社が被った損害の額を差し引いて各保険金を支払います。
 - ②前項第①号の義務に違反した場合は、損害の拡大防止または軽減することができたと認められる額を差引いて、各保険金を支払います。
 - ③前項第⑤号の義務に違反した場合は、当会社が被保険者に損害賠償責任がないと認めた額を差引いて、借家人賠償責任保険金・個人賠償責任保険金を支払います。
 - ④前項第⑥号の義務に違反した場合は、権利の保全または行使をすることによって、第三者から損害の賠償を受けることができたと認められる額を差引いて、各保険金を支払います。

第21条(保険金請求の手続き)

1. 被保険者が各保険金の支払いを請求する場合は、次の書類または証拠のうち、当会社が求めるものを当会社に提出しなければなりません。
 - ①保険金請求書
 - ②損害見積書
 - ③保険の目的の盗難による損害の場合は、所轄警察署の証明書またはこれに代わるべき書類
 - ④他の保険契約等の有無および内容(既に当該保険契約から保険金の支払を受けた場合には、その旨を含みます。)を確認するための書面
 - ⑤その他、当会社が第22条(保険金の支払時期)第1項に定める必要な事項の確認をおこなうために欠くことのできない書類または証拠として保険契約締結の際に、当会社が交付する書面等において定めたもの
2. 当会社は、事故の内容または損害の額等に応じ、保険契約者または被保

険者に対して、前項に掲げるものの以外の書類もしくは証拠の提出または当会社がおこなう調査への協力を求めることがあります。この場合には、当会社が求めた書類または証拠を速やかに提出し、必要な協力をしなければなりません。

3. 保険契約者または被保険者が、正当な理由がなく前項の規定に違反した場合はまたは前2項の書類に不実の記載をし、もしくはその書類もしくは証拠を偽造もしくは変造した場合は、当会社は、それによって当会社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。

第22条(保険金の支払時期)

1. 当会社は、保険金請求に必要な書類を受領した日(以下「請求完了日」といいます。)からその日を含めて30日以内に保険金を支払うために必要な次の調査を終え、保険金を支払います。
 - ①事故の原因、事故発生の状況、損害発生の有無および被保険者に該当する事実
 - ②保険金を支払わない場合として、この保険契約において定める事由に該当する事実の有無
 - ③損害の額(保険金額を含みます。)および事故と損害との関係
 - ④この保険契約において定める無効、失効または解除の事由に該当する事実の有無
 - ⑤前各号のほか、他の保険契約等の有無および内容、損害について被保険者が有する損害賠償請求権その他の債権および既に取得したものの有無および内容等、当会社が支払うべき保険金の額を確定するために確認が必要な事項
2. 前項にかかわらず、同項の確認をするために次の特別な照会または調査が必要な場合には、当会社は請求完了日からその日を含めて次の各号に掲げる日数(複数に該当する場合は、そのうち最長の日数)を経過する日までに、保険金を支払います。この場合、当会社は、確認が必要な事項およびその確認を終えるべき時期を被保険者に対し通知します。
 - ①前項第①号から第④号までの事項を確認するために、警察、検察、消防その他の公の機関による捜査・調査の結果を得る必要がある場合 180日
 - ②前項第①号から第④号までの事項を確認するために、専門機関による鑑定等の結果を得る必要がある場合 90日
 - ③災害救助法が適用された災害の被災地域における前項各号の事項の確認のために調査が必要な場合 60日
 - ④前項各号の事項の確認を日本国内においておこなうための代替的な手段がない場合の日本国外における調査が必要な場合 180日
3. 前2項に掲げる必要な事項の確認に際し、保険契約者または被保険者が正当な理由なく当該調査を妨げたり、またはこれに応じなかつた場合(必要な協力をおこなわなかつた場合を含みます。)には、これにより確認が遅延した期間について、前2項の期間に算入しないものとします。
4. 当会社は、第1項または第2項に規定した期日を超えて保険金を支払う場合は、その期日の翌日から当会社所定の利率で計算した遅延利息を加えて、保険金を支払います。

第23条(代位)

1. 当会社は、第29条(家財保険金を支払う場合)、第37条(修理費用保険金を支払う場合)、第40条(借家人賠償責任保険金を支払う場合)および第44条(個人賠償責任保険金を支払う場合)の損害に対して保険金を支払った場合は、次の各号の額を限度として、被保険者がその事故による損害により第三者に対して有する損害賠償請求権およびその他の債権(以下「被保険者債権」といいます。)を取得します。
 - ①当会社が損害の額の全額を保険金として支払った場合は、被保険者債権の全額
 - ②前号以外の場合は、被保険者債権の額から保険金が支払われていない損害の額を差し引いた額

ただし、当会社は取得した権利を放棄することができます。
2. 前項第②号の場合において、被保険者が引き続き有する債権は、当会社が取得した債権に優先して弁済されるものとします。
3. 保険契約者および被保険者は、当会社が取得する第1項の被保険者債権の保全および行使ならびにそのために当会社が必要とする証拠および書類の入手に協力しなければなりません。

第24条(他の保険契約等がある場合の保険金の支払額)

約款・特約

第2章以下に定める各保険条項の支払対象となる事故において、保険金を支払うべき他社の損害保険・共済などの契約(以下「他の保険契約等」といいます。)がある場合は、当会社は保険金の種類ごとに「別表3 重複契約の場合の支払按分計算について」に記載する計算に基づいて、保険金を支払います。

第25条(保険金支払い後の保険契約)

- 当会社が、家財保険金・費用保険金または修理費用保険金を支払った場合においても、この保険契約の家財保険金および修理費用保険金は、減額することはありません。
- 当会社が、借家人賠償責任保険金または個人賠償責任保険金を支払った場合においても、この保険契約の入居者賠償責任保険金額は、減額することはありません。

第26条(補償上の紛争の処理)

- 再調達価額または損害の額について、当会社と保険契約者、被保険者または保険金を受取るべき者との間に争いが生じた場合は、その争いは当事者双方が書面によって選定する各1名ずつの評価人の判断に任せます。評価人の間で意見が一致しない場合は、双方の評価人が選定する1名の裁定人がこれを裁定するものとします。
- 当事者は、自己の選定した評価人の費用(報酬を含みます。)を各自負担し、その他の費用(裁定人に対する報酬を含みます。)については、半額ずつ負担するものとします。

第27条(時効)

被保険者の保険金支払いを請求する権利は、保険金の支払事由が生じた日の翌日からその日を含め3年間で消滅します。

第2章 入居者損害安心保険「プラス」、「プラスⅢ」

第1節 家財保険条項

第28条(家財保険の目的)

- 家財保険条項における家財保険の目的とは、入居物件に収容され、かつ、被保険者の所有する家財とします。
- 次の各号に掲げる物は、家財保険の目的に含まれません。
 - 船舶(ヨット・モーターボートおよびボートを含みます。)、航空機および自動車(自動二輪車、自動三輪車を含み、原動機付自転車を除きます。なお、「原動機付自転車」とは、総排気量が125cc以下のものをいいます。)ならびにこれらとの付属品およびこれらに収容されている物
 - 通貨、預貯金証書、有価証券、印紙、切手その他これらに類する物
ただし、第29条(家財保険金を支払う場合)第2項に該当する被保険者の生活用の「通貨・預貯金証書(預金証書または貯金証書をいい、通帳および預貯金
引出し用の現金自動支払機用のカードを含みます。)・交通機関の搭乗券(定期券を含みます。)」の盗難による損害については、家財保険の目的に含みます。
 - 貴金属(腕時計を含みます。)、宝玉・宝石ならびに書画、骨とう、彫刻物その他の美術品で、1個または1組の価額が30万円をこえる物
 - 義歯、義肢またはコンタクトレンズ、メガネその他これらに類する物
 - 動物および植物
 - 稿本、設計書、図案、証書、帳簿その他これらに類する物
 - テープ、カード、ディスク、ドラム等のコンピュータ用の記録媒体に記録されているプログラム、データその他これらに準ずる物
- 置、建具その他の従物および電気・ガス・暖房・冷房設備その他の付属設備のうち、被保険者の所有に属し、かつ、もっぱら職務の用に供されていないものについては、第1項の家財に含みます。
- 家財保険の目的を収容する入居物件に付属する物置・車庫(家財保険の目的を収容する入居物件のある敷地内にあり、施錠等によって第三者が侵入できない状態のものに限ります。)に収容される家財は家財保険の目的に含みます。

第29条(家財保険金を支払う場合)

- 当会社は次の各号に掲げる原因によって家財保険の目的について生じた損害(消防または避難に必要な措置によって家財保険の目的について生じた損害も含みます。)に対して、家財保険金を支払います。

①火災

②破裂または爆発

③落雷

④風災・ひょう災・雪災

風、雨、雪、ひょう、砂じん、その他これらに類するものの吹込みによって生じた損害については、建物の外側の部分(外壁、屋根、開口部等をいいます。)が、風災、ひょう災または雪災の事故によって破損し、その破損部分から建物の内部に吹き込むことによって生じた損害に限ります。また、風災、ひょう災または雪災の事故の場合は、入居物件の構内に所在するエアコンの室外機、洗濯機置場にある洗濯機およびアンテナについては、第28条(家財保険の目的)第1項の規定にかかわらず、入居物件内に収容されていない状態であっても保険の目的として取扱います。

⑤建物外部からの物体の飛来・落下・衝突・倒壊

ただし、雨、雪、あられ、砂じん、粉じん、ばい煙その他これらに類する物の落下もしくは飛来、土砂崩れまたは前号もしくは第4項による損害を除きます。

⑥水濡れ

給排水設備(スプリンクラー設備・装置を含みます。)に生じた事故または被保険者以外の者が占有する戸室で生じた事故に伴う漏水、放水または溢水による水濡れ。

ただし、第4号もしくは第4項による損害を除きます。

⑦騒じようおよびこれに類似の集団行動(群衆または多数の者の集団の行動によって数世帯以上の大規模にわたり平穡が害されるか被害が生ずる状態であって、第31条(家財保険金を支払わない場合)第2項第①号に定める暴動に至らないものをいいます。)または労働争議に伴う暴力行為もしくは破壊行為

2. 盗難

当会社は盗難(強盗、窃盗またはこれらの未遂を含む。以下同様とします。)によって家財保険の目的に生じた次の各号に掲げる損害(回収に要した費用を含みます。)に対して、家財保険金を支払います。ただし、保険契約者または被保険者が盗難を知った後、ただちに所轄の警察署宛に盗難被害の届出をし、受理されたことを条件とします。

①生活用の通貨の盗難

②生活用の預貯金証書の盗難

ただし、次のイおよびロに掲げる事実があったことを条件とします。

イ. 保険契約者または被保険者が盗難を知った後、ただちに預貯金先宛に被害届出をしたこと

ロ. イの手続きを遅滞なくおこなったにもかかわらず、盗難にあった預貯金証書を使って預貯金口座から現金が引き出されたこと

③交通機関の搭乗券(定期券を含みます。)の盗難

ただし、保険契約者または被保険者が盗難を知った後、ただちに当該運輸機関または発行者に届出をしたことを条件とします。

④前3号以外の家財保険のために係わる盗難および盗難によって生じた破損、き損または汚損による損害

3. いたずら

当会社はいたずら(未遂事故を含む。以下同様とします。)によって家財保険の目的について生じた破損、き損または汚損の損害に対して、家財保険金を支払います。ただし、保険契約者または被保険者がいたずらを知った後、ただちに所轄の警察署宛に被害の届出をし、受理されたことを条件とします。

4. 水害

当会社は水害によって家財保険の目的(物置・車庫内に収容されている家財を除きます。)に発生した次の各号に掲げる損害に対して、家財保険金を支払います。

①床上浸水によって生じた損害

②前号にかかわらず、家財保険の目的に生じた再調達価額の30%以上の損害

5. 持ち出し家財

当会社は入居物件から外出などで一時的に持ち出した家財保険の目的(自転車、原動機付自転車を除きます。なお、「原動機付自転車」とは、総排気量が125cc以下のものをいいます。)について、日本国内の入居物件以外の建物内で、第1項および第2項第④号の事故によって損害が生じた場合は、その損害に対して家財保険金を支払います。ただし、入居物件以外の建物にはア-

ケード、地下道などもっぱら通路に利用されるものを除きます。

第30条(家財保険金の支払額)

1.火災等

前条(家財保険金を支払う場合)第1項各号の事由によって支払う家財保険金の支払額は、再調達価額によって定めた損害の額とし、家財保険金の額は家財保険金額を限度とします。

2.盗難

前条第2項の事由によって支払う家財保険金の支払額は、次の各号のとおりです。

①通貨の盗難の場合は、1事故20万円を限度として、その損害の額を家財保険金として支払います。

②預貯金証書の盗難の場合は、1事故200万円を限度として、その損害の額を家財保険金として支払います。

③交通機関の搭乗券の盗難の場合は、1事故5万円を限度として、その損害の額を家財保険金として支払います。なお、定期券に損害が生じた場合は、その定期券発行者の定める払戻額に準じた額を家財保険金として支払います。

④前3号以外の家財保険の目的の盗難および盗難によって生じた破損、き損または汚損による損害の場合は、支払うべき損害の額(回収に要した費用を含みます)は再調達価額によって定め、1事故50万円を限度として、その損害の額を家財保険金として支払います。

ただし、家財保険の目的となる貴金属(腕時計を含みます)、宝玉・宝石ならびに書画、骨とう、彫刻物その他の美術品については、1個または1組ごとに10万円を限度とします。

3.いたずら

前条第3項の事由によって支払う家財保険金の支払額は、再調達価額によって定め、1事故30万円を限度として、その損害の額を家財保険金として支払います。

4.水害

前条第4項の事由によって支払う家財保険金の支払額は、再調達価額によって定め、次の各号の算式によって算出した額を支払います。

①前条第4項第①号の事由による場合

イ. 家財保険の目的に再調達価額の30%以上の損害が生じた場合
損害の額×100% = 家財保険金

ただし、家財保険金額を限度とします。

ロ. 家財保険の目的に再調達価額の15%以上30%未満の損害が生じた場合

家財保険金額×10% = 家財保険金
ただし、1事故60万円を限度とします。

なお、家財保険金額が家財保険の目的の再調達価額をこえる場合は、上記計算式の「家財保険金額」を「家財保険の目的の再調達価額」と読みかえます。

ハ. 家財保険の目的に再調達価額の15%未満の損害が生じた場合
家財保険金額×5% = 家財保険金

ただし、1事故30万円を限度とします。

なお、家財保険金額が家財保険の目的の再調達価額をこえる場合は、上記計算式の「家財保険金額」を「家財保険の目的の再調達価額」と読みかえます。

②前条第4項第②号の事由による場合

損害の額×100% = 家財保険金
ただし、家財保険金額を限度とします。

5.持ち出し家財

前条第5項の損害について支払う家財保険金の支払額は、再調達価額によって定めます。

家財保険金の支払額および支払限度額は次のイおよびロとします。

イ. 前条第1項の支払事由に該当する場合は、1事故100万円または家財保険金額の20%に相当する金額のいすれか低い額を限度として損害の額を支払います。

ロ. 前条第2項第④号の支払事由に該当する場合は、1事故50万円または家財保険金額の20%に相当する金額のいすれか低い額を限度として損害の額を支払います。

第31条(家財保険金を支払わない場合)

1.当会社は、次の各号に掲げる事由によって家財保険の目的に生じた損害に対しては、家財保険金を支払いません。

①保険契約者、被保険者またはこれらの者の法定代理人あるいは保険金を受取る者の故意もしくは重過失または法令違反

②保険契約者または被保険者が所有もしくは運転する車両(自転車など主動力が人力であるものを除きます。)またはその積載物との衝突もしくは接触

③第29条(家財保険金を支払う場合)第1項または第4項の事故の際ににおける家財保険の目的の紛失または盗難

2.当会社は、次の各号に掲げる事由によって生じた損害および次の各号に掲げる事由によって生じた第29条の事故が延焼または拡大して生じた損害ならびに発生原因のいかんを問わず第29条の事故が次の事由により延焼または拡大して生じた損害に対しては、家財保険金を支払いません。

①戦争(宣戦の有無を問いません。)、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動

②地震もしくは噴火またはこれらによる津波

③核燃料物質(使用済み燃料を含みます。)もしくは核燃料物質に汚染された物(原子核分裂生成物を含みます。)の放射性、爆発性その他の有害な特性の作用またはこれらの特性による事故

第32条(損害防止義務および損害防止費用)

1.保険契約者または被保険者は、第29条(家財保険金を支払う場合)第1項第①号または第②号の事故が生じた場合は、損害の拡大防止または軽減に努めなければなりません。

2.前項の場合において、保険契約者または被保険者が損害の拡大防止または軽減のために必要または有益な消火活動をおこなった場合で、前条(家財保険金を支払わない場合)に掲げる事由に該当しないときは、損害防止費用として支出した次の各号に掲げる費用の実費を支払います。

①消火活動のために費消した消火薬剤等の再取得費用

②消火活動に使用したことによって損傷した物の修理費用

③その他、消火活動に有益と当会社が判断した物品に係わる費用

3.保険契約者または被保険者が故意または重過失によって第1項の義務を履行しなかった場合は、当会社は、損害の額から拡大防止または軽減することができたと認められる額を差引いた残額を損害の額とみなします。

第33条(損害調査における特別)

家財保険の目的に損害が生じた場合は、当会社は、事故が生じた入居物件または現場を調査することまたはこれらの家財保険の目的の全部もしくは一部を調査することもしくは一時他に移転することができます。

第34条(残存物および盗難品の帰属)

1.当会社が第29条(家財保険金を支払う場合)により家財保険金を支払った場合でも、家財保険の目的の残存物の所有権は、当会社がこれを取得する旨の意思表示をしない限り、当会社に移転しません。

2.盗取された家財保険の目的について、当会社が第29条第2項もしくは第5項の家財保険金を支払う前に回収された場合は、盗難の損害は生じなかつたものとみなします。

3.盗取された家財保険の目的について、当会社が第29条第2項もしくは第5項の家財保険金を支払った場合は、その家財保険の目的の所有権は、家財保険金の再調達価額に対する割合によって、当会社に移転します。

4.前項の規定にかかわらず、被保険者は支払いを受けた家財保険金に相当する額を当会社に支払い、その盗取された家財保険の目的の所有権を取得することができます。

第2節 費用保険条項

第35条(費用保険金を支払う場合)

当会社は次の各号に掲げる事項に該当する場合は、費用保険金を支払います。

①臨時費用保険金

「プラスⅢ」の場合

第37条(修理費用保険金を支払う場合)

- 当会社は、被保険者が、次の各号に掲げる事故を原因とする入居物件の損害について、入居物件の建物賃貸借契約書に記載された原状回復義務により、または緊急的に、自己の費用でこれを損害発生直前の状態に復旧するために実際に要した費用に対し、修理費用保険金を支払います。
 - 台風・せん風・暴風・暴風雨等の風災(こう水・高潮を除きます)、ひょう災または豪雪、なだれ等の雪災(融雪こう水を除きます)。
 - ただし、入居物件の建物内部の損害については、建物が風災・ひょう災または雪災によって直接破損したことによって、入居物件の内部に損害が生じた場合(建物の破損箇所からの雨、雪、ひょうまたは砂じんの吹き込みによる損害を含みます。)に限ります。
 - 入居物件の外部からの物体の落下、飛来、衝突または倒壊
 - ただし、雨、雪、あられ、砂じん、ばい煙、その他これらに類する物の落下もしくは飛来または水災を除きます。
 - 盗難による損害
 - ただし、ただちに所轄の警察署宛に被害の届出をし、受理されたことを条件とします。
 - いたずらによる損害
 - ただし、ただちに所轄の警察署宛に被害の届出をし、受理されたことを条件とします。
 - 凍結によって破損または使用不能の状態(注)となった入居物件の専用上水道管の損害
 - ただし、貸主以外の第三者の所有物で、被保険者以外の者が占有する部分の専用上水道管に係わる修理の費用は対象外とします。

(注) 使用不能の状態: 専用水道管は破損はしていないものの、凍結により使用できない状態
 - 窓ガラスの熱割れによる損害
- 当会社は、入居物件内における被保険者の死亡を原因とする入居物件の汚損損害について、これを損害発生直前の状態に復旧するために実際に要した費用で、入居物件を修理すべき者(注)が負担した費用に対し、修理費用保険金を支払います。なお、死亡については、その原因を問いません。
 - 被保険者の連帯保証人または法定相続人をいい、他の被保険者および相続財産管理人を含みます。
- 当会社は、被保険者の死亡を原因として入居物件の賃貸借契約が終了する場合において、遺品整理をおこなうべき者(注1)が、遺品整理のために負担した費用(注2)に対し、修理費用保険金を支払います。なお、死亡については、その原因を問いません。
 - 被保険者の連帯保証人または法定相続人をいい、相続財産管理人もしくは入居物件の賃貸借契約上残置物を引き取るべき者の定めがある場合はその者を含みます。
 - 入居物件を貸主に明け渡し可能な状態に復するためには、遺品を整理、廃棄、売却または運送するためには必要な費用とし、負担した金額が遺品整理業者等の見積書または領収証等により明らかなるものをいいます。なお、保管のために必要な費用は、遺品の整理または運送のためにおこなう一時的な保管のための費用に限り含みます。
- 第1項に掲げる事故を原因とする入居物件の損害であっても、次の各号に掲げる箇所については修理費用保険金の範囲から除きます。ただし、入居物件の建物賃貸借契約書に被保険者が原状回復義務を負う旨の約定があり、かつその定めが法的に有効な場合は、修理費用保険金の範囲に含めます。
 - 壁、柱、床、はり、屋根、階段等の建物の主要構造部
 - なお、建具の枠は壁に含むものとします。
 - 共同住宅の場合は、ベランダ、バルコニー、玄関エントランス、ロビー、廊下、昇降機、共同便所、共同浴室、門、扉、垣根、給水塔等の借用住宅居住者の共同の利用に供されるもの
 - 一戸建の場合は、門、扉、垣根、カーポート、テラス、日よけルーフ、サンルーム、デッキ、物置、敷地内の動物および植物

「プラス」の場合

第38条(修理費用保険金の支払額)

- 前条(修理費用保険金を支払う場合)第1項第①号から第④号までの事由により支払う修理費用保険金の支払額は、1事故100万円を限度とし

て、費用の実費を支払います。

- 前条第1項第⑤号の事由により支払う修理費用保険金の支払額は、1事故20万円を限度として、費用の実費を支払います。
- 前条第1項第⑥号の事由により支払う修理費用保険金の支払額は、1事故30万円を限度とし、費用の実費を支払います。
- 前条第2項の事由により支払う修理費用保険金の支払額は、1事故10万円を限度とし、費用の実費を支払います。

「プラスⅢ」の場合

第38条(修理費用保険金の支払額)

- 前条(修理費用保険金を支払う場合)第1項第①号から第④号および第⑥号の事由により支払う修理費用保険金の支払額は、1事故100万円を限度として、費用の実費を支払います。
- 前条第1項第⑤号の事由により支払う修理費用保険金の支払額は、1事故30万円を限度として、費用の実費を支払います。ただし、使用不能の状態を復旧する費用として支払う場合は保険期間1年につき1回に限り、1事故30万円を限度とします。
- 前条第2項の事由により支払う修理費用保険金の支払額は、1事故50万円を限度とし、費用の実費を支払います。
- 前条第3項の事由により支払う修理費用保険金の支払額は、1事故50万円を限度とし、費用の実費を支払います。

第39条(修理費用保険金を支払わない場合)

- 当会社は、次の各号に掲げる事由によって入居物件に生じた損害に対しては、修理費用保険金を支払いません。
 - 保険契約者、被保険者、入居物件の貸主またはこれらの者の法定代理人あるいは保険金を受取る者の故意もしくは過失または法令違反
 - 保険契約者、被保険者または入居物件の貸主が所有もしくは運転する車両(自転車など主動力が人力であるものを除きます。)またはその積載物との衝突もしくは接触
 - 保険契約者または被保険者が入居物件を貸主に引渡した後に発見された入居物件の損壊
- 当会社は、次の各号に掲げる事由によって入居物件に生じた損害および次の各号に掲げる事由によって生じた事故が延焼または拡大して生じた損害ならびに発生原因のいかんを問わず次の各号に掲げる事由により延焼または拡大して生じた損害に対しては、修理費用保険金を支払いません。
 - 戦争(宣戦の有無を問いません。)、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動
 - 地震もしくは噴火またはこれらによる津波
 - 核燃料物質(使用済み燃料を含みます。)もしくは核燃料物質によって汚染された物(原子核分裂生成物を含みます。)の放射性、爆発性その他の有害な特性の作用またはこれらの特性による事故

第3章 入居者賠償責任安心保険「プラス」、「プラスⅢ」

第1節 借家人賠償責任保険条項

「プラス」の場合

第40条(借家人賠償責任保険金を支払う場合)

- 当会社は、被保険者の入居物件(注1)について次の各号に掲げる被保険者の責めに帰すべき事由(注2)による偶然な事故により、被保険者が入居物件についてその貸主に対して法律上の損害賠償責任を負担することによって損害を被った場合は、借家人賠償責任保険金を支払います。
 - 入居物件がシェアハウス等である場合は、被保険者以外の賃借人の専用使用部分を除き、その共同で使用または管理する台所、便所、浴室、洗面所、洗濯室、居間および食堂に限り、入居物件に含めて取り扱います。以下、特段の記載がない限り、この節において同様とします。
 - 以下の場合は、「責めに帰すべき事由」に該当しません。
 - 入居物件の自然の消耗もしくは劣化または性質による変色、変質、さび、かび、腐敗、腐食、浸食、ひび割れ、はがれ、肌落ち、発酵もしくは自然発熱その他類似の事由

約款・特約

またはねずみ食い、虫食い等によって発生した損壊

- . 入居物件の平常の使用または管理において通常発生し得る
すり傷、かき傷、塗料のはがれ落ち、ゆがみ、たわみ、へこみその他の外観上の損傷または汚損であって、入居物件ごとに、その入居物件の機能の喪失または低下を伴わない損壊」

①火災

②破裂または爆発

③被保険者の過失により入居物件を破損、き損、汚損、水濡れ損させた場合

④入居物件（ただし、（注1）は適用しません。以下、本号において同様とします。）内における被保険者の死亡を原因として入居物件に汚損損害が発生した場合で、入居物件を修理すべき者（注3）が、賃貸借契約に基づく入居物件の修理を速やかに履行しないとき、または入居物件を修理すべき者（注3）がいないとき。ただし、入居物件を修理すべき者（注3）が事故通知日を起算日として30日以内に第37条（修理費用保険金を支払う場合）第2項に掲げる修理費用保険金の保険金請求の意思表示をおこなわなかった場合に限ります。なお、死亡については、その原因を問いません。

（注3）被保険者の連帯保証人または法定相続人をいい、他の被保険者および相続財産管理人を含みます。

2. 当会社が支払うべき借家人賠償責任保険金の範囲は、次の各号に掲げるもののとします。

①被保険者が入居物件の貸主に支払うべき損害賠償金

この場合、損害賠償金には、判決により支払いを命ぜられた訴訟費用および判決日までの遅延損害金を含みます。ただし、損害賠償金を支払うことによって被保険者が代位取得するものがある場合は、その価額をこれから差引くものとします。

②損害賠償責任の解決について、被保険者が当会社の書面による同意を得て支出した訴訟、裁判上の和解、調停または仲裁に要した費用（弁護士報酬を含みます。）

③損害賠償責任の解決について、被保険者が当会社の書面による同意を得て支出した示談交渉に要した費用

④第20条（事故発生による保険契約者および被保険者の義務）第1項第①号の手段を講ずるために支出した必要または有益と認められる費用

⑤損害を拡大防止または軽減するために必要または有益と認められる手段を講じた後において、被保険者に損害賠償責任がないと判明した場合は、支出につきあらかじめ当会社の書面による同意を得た費用および被保険者が貸主のために支出した応急手当、護送、その他緊急措置に要した費用

⑥第43条（損害賠償責任解決の特則）の規定により、被保険者が当会社の要求に従い、協力するためには直接要した費用

⑦被保険者が他人に対して損害賠償の請求権を有する場合において、第20条第1項第⑥号または第23条（代位）第3項の規定により、その権利の保全および行使に必要な手続きをとるために要した費用

3. 借家人賠償責任保険に係る事故に關して損害賠償請求権を有する貸主は、前各項に掲げる借家人賠償責任保険金を請求する権利について先取特權を有します。

4. 第1項第④号に掲げる事故によって、被保険者の負担する法律上の損害賠償責任が発生した場合は、第18条（保険金の受取人）の規定に係わらず、損害賠償請求権者は、当会社が被保険者に対して支払責任を負う限度において、当会社に対して借家人賠償責任保険金を請求することができます。

5. 被保険者は、損害賠償請求権に係る債務について弁済をした金額または損害賠償請求権を有する貸主の承諾があつた金額を限度として、当会社に対し借家人賠償責任保険金を請求することができます。

6. 被保険者は、借家人賠償責任保険金請求権を譲渡または質入れすることはできません。ただし、次の場合はこの限りではありません。

①損害賠償請求権を有する貸主に対する譲渡

②被保険者が損害賠償請求権を有する貸主に対し損害賠償請求権に係る債務について弁済をした場合またはその貸主の承諾があつた場合

7. 第23条の規定により、貸主等の損害賠償請求権者が第1項第④号に規定する入居物件を修理すべき者に対して有する権利を当会社が取得した場合は、当会社はこれを行使しないものとします。

「プラスIII」の場合

第40条（借家人賠償責任保険金を支払う場合）

1. 当会社は、被保険者の入居物件（注1）について次の各号に掲げる被保険者の責めに帰すべき事由（注2）による偶然な事故により、被保険者が入居物件についてその貸主に対して法律上の損害賠償責任を負担することによって損害を被った場合は、借家人賠償責任保険金を支払います。（注1）入居物件がシェアハウス等である場合は、被保険者以外の賃借人の専用使用部分を除き、その共同で使用または管理する台所、便所、浴室、洗面所、洗濯室、居間および食堂に限り、入居物件に含めて取り扱います。以下、特段の記載がない限り、この節において同様とします。

（注2）以下の場合は、「責めに帰すべき事由」に該当しません。
イ. 入居物件の自然の消耗もしくは劣化または性質による変色、変質、さび、かび、腐敗、腐食、浸食、ひび割れ、はがれ、肌落ち、発酵もしくは自然発熱その他の類似の事由またはねずみ食い、虫食い等によって発生した損壊

ロ. 入居物件の平常の使用または管理において通常発生し得るすり傷、かき傷、塗料のはがれ落ち、ゆがみ、たわみ、へこみその他の外観上の損傷または汚損であって、入居物件ごとに、その入居物件の機能の喪失または低下を伴わない損壊

①火災

②破裂または爆発

③被保険者の過失により入居物件を破損、き損、汚損、水濡れ損させた場合

④入居物件（ただし、（注1）は適用しません。以下、本号において同様とします。）内における被保険者の死亡を原因として入居物件に汚損損害が発生した場合で、入居物件を修理すべき者（注3）が、賃貸借契約に基づく入居物件の修理を速やかに履行しないとき、または入居物件を修理すべき者（注3）がいないとき。ただし、入居物件を修理すべき者（注3）が事故通知日を起算日として30日以内に第37条（修理費用保険金を支払う場合）第2項に掲げる修理費用保険金の保険金請求の意思表示をおこなわなかった場合に限ります。なお、死亡については、その原因を問いません。

（注3）被保険者の連帯保証人または法定相続人をいい、他の被保険者および相続財産管理人を含みます。

⑤被保険者の死亡を原因として入居物件（ただし、（注1）は適用しません。以下、本号において同様とします。）の賃貸借契約が終了する場合において、遺品整理をおこなうべき者（注4）が賃貸借契約に基づく入居物件の明け渡しを速やかに履行しないために、入居物件に存置されている被保険者の遺品を当該物件の貸主において整理しなければならなくなつたときまたは遺品整理をおこなうべき者（注4）がいないとき。ただし、遺品整理をおこなうべき者（注4）が事故通知日を起算日として30日以内に第37条第3項に掲げる修理費用保険金の保険金請求の意思表示をおこなわなかった場合に限ります。

なお、死亡については、その原因を問いません。

（注4）被保険者の連帯保証人または法定相続人をいい、相続財産管理人もしくは入居物件の賃貸借契約上残置物を引き取るべき者の定めがある場合はその者を含みます。

2. 当会社が支払うべき借家人賠償責任保険金の範囲は、次の各号に掲げるもののとします。

①被保険者が入居物件の貸主に支払うべき損害賠償金

この場合、損害賠償金には、判決により支払いを命ぜられた訴訟費用および判決日までの遅延損害金を含みます。ただし、損害賠償金を支払うことによって被保険者が代位取得するものがある場合は、その価額をこれから差引くものとします。

②損害賠償責任の解決について、被保険者が当会社の書面による同意を得て支出した訴訟、裁判上の和解、調停または仲裁に要した費用（弁護士報酬を含みます。）

③損害賠償責任の解決について、被保険者が当会社の書面による同意を得て支出した示談交渉に要した費用

④第20条（事故発生による保険契約者および被保険者の義務）第1項第①号の手段を講ずるために支出した必要または有益と認められる費用

⑤損害を拡大防止または軽減するために必要または有益と認められる手段を講じた後において、被保険者に損害賠償責任がないと判明した場合は、支出につきあらかじめ当会社の書面による同意を得た費用および被保険者が貸主のために支出した応急手当、護送、その他緊急措置

に要した費用

- ⑥第43条(損害賠償責任解決の特則)の規定により、被保険者が当会社の要求に従い、協力するために直接要した費用
- ⑦被保険者が他人に対して損害賠償の請求権を有する場合において、第20条第1項第⑥号または第23条(代位)第3項の規定により、その権利の保全および行使に必要な手続きをとるために要した費用
3. 借家人賠償責任保険に係る事故に関して損害賠償請求権を有する貸主は、前各項に掲げる借家人賠償責任保険金を請求する権利について先取特権を有します。
4. 第1項第④号および第⑤号に掲げる事故によって、被保険者の負担する法律上の損害賠償責任が発生した場合は、第18条(保険金の受取人)の規定に係わらず、損害賠償請求権者は、当会社が被保険者に対して支払責任を負う限度において、当会社に対して借家人賠償責任保険金を請求することができます。
5. 被保険者は、損害賠償請求権に係る債務について弁済をした金額または損害賠償請求権を有する貸主の承諾があった金額を限度として、当会社に対し借家人賠償責任保険金を請求することができます。
6. 被保険者は、借家人賠償責任保険金請求権を譲渡または質入れすることはできません。ただし次の場合はこの限りではありません。
 - ①損害賠償請求権を有する貸主に対する譲渡
 - ②被保険者が損害賠償請求権を有する貸主に対し損害賠償請求権に係る債務について弁済をした場合はまたはその貸主の承諾があった場合
7. 第23条の規定により、貸主等の損害賠償請求権者が第1項第④号および第⑤号に規定する入居物件を修理すべき者または遺品整理をおこなうべき者に対して有する権利を当会社が取得した場合は、当会社は、これを行使しないものとします。

「プラス」の場合

第41条(借家人賠償責任保険金の支払額)

1. 当会社が1事故につき支払うべき借家人賠償責任保険金の額は、次の第①号および第②号に定める金額の合計額とします。ただし、1事故につき加入内容確認証に記載の入居者賠償責任保険金額を限度とします。
 - ①前条(借家人賠償責任保険金を支払う場合)第2項第①号に規定する損害賠償金の額
ただし、次のイから二のとおりとします。
 - イ. 前条第1項第①号および第②号については、1事故につき加入内容確認証に記載の入居者賠償責任保険金額を限度とします。
 - ロ. 前条第1項第③号のうち水濡れ損については、1事故につき加入内容確認証に記載の入居者賠償責任保険金額を限度とし、免責金額1万円とします。
 - ハ. 前条第1項第③号のうち、破損、き損または汚損については、1事故につき支払限度額を30万円、免責金額3万円とします。
 - ニ. 前条第1項第④号については、1事故につき支払限度額を10万円とします。
 - ②前条第2項第②号から第⑦号までの費用についての全額
ただし、前条第2項第②号および第③号の費用は、前条第2項第①号の損害賠償金の額が入居者賠償責任保険金額を超える場合は、その入居者賠償責任保険金額の前条第2項第①号の損害賠償金の額に対する割合によって支払います。
2. 当会社が1回の事故につき支払うべき前項の借家人賠償責任保険金の額と第44条(個人賠償責任保険金を支払う場合)の個人賠償責任保険金の額の合計額が入居者賠償責任保険金額を超える場合は、借家人賠償責任保険金および個人賠償責任保険金の額は、入居者賠償責任保険金額をそれぞれの保険金の額で比例配分した額とします。

「プラスIII」の場合

第41条(借家人賠償責任保険金の支払額)

1. 当会社が1事故につき支払うべき借家人賠償責任保険金の額は、次の第①号および第②号に定める金額の合計額とします。ただし、1事故につき加入内容確認証に記載の入居者賠償責任保険金額を限度とします。
 - ①前条(借家人賠償責任保険金を支払う場合)第2項第①号に規定する損害賠償金の額
ただし、次のイから二のとおりとします。

イ. 前条(借家人賠償責任保険金を支払う場合)第1項第①号および第②号については、1事故につき加入内容確認証に記載の入居者賠償責任保険金額を限度とします。

ロ. 前条第1項第③号のうち水濡れ損については、1事故につき加入内容確認証に記載の入居者賠償責任保険金額を限度とします。

ハ. 前条第1項第③号のうち、破損、き損または汚損については、1事故につき加入内容確認証に記載の入居者賠償責任保険金額を限度とし、免責金額1万円とします。

二. 前条第1項第④号については、1事故につき支払限度額を50万円とします。

ホ. 前条第1項第⑤号については、1事故につき支払限度額を50万円とします。

②前条第2項第②号から第⑦号までの費用についての全額
ただし、前条第2項第②号および第③号の費用は、前条第2項第①号の損害賠償金の額が入居者賠償責任保険金額を超える場合は、その入居者賠償責任保険金額の前条第2項第①号の損害賠償金の額に対する割合によって支払います。

2. 当会社が1回の事故につき支払うべき前項の借家人賠償責任保険金の額と第44条(個人賠償責任保険金を支払う場合)の個人賠償責任保険金の額の合計額が入居者賠償責任保険金額を超える場合は、借家人賠償責任保険金および個人賠償責任保険金の額は、入居者賠償責任保険金額をそれぞれの保険金の額で比例配分した額とします。

第42条(借家人賠償責任保険金を支払わない場合)

1. 当会社は、次の各号に掲げる事由によって入居物件に損害が生じ、それによって被保険者が被った損害に対しては、借家人賠償責任保険金を支払いません。

①保険契約者、被保険者またはこれらの者の法定代理人あるいは保険金を受取る者の故意

②被保険者の心神喪失

③被保険者の指図

④入居物件の改築、増築、取壊し等の工事

⑤戦争(宣戦の有無を問いません。)、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動

⑥地震もしくは噴火またはこれらによる津波

⑦核燃料物質(使用済み燃料を含みます。)もしくは核燃料物質によって汚染された物(原子核分裂生成物を含みます。)の放射性、爆発性その他の有害な特性の作用またはこれらの特性による事故

2. 当会社は、被保険者が次の各号に掲げる損害賠償責任を負担することによって被った損害に対しては、借家人賠償責任保険金を支払いません。

①被保険者と入居物件の貸主との間に損害賠償に関する特別の約定がある場合において、その約定によって加重された損害賠償責任

②被保険者が入居物件を貸主に引渡した後に発見された入居物件の損壊に起因する損害賠償責任

③被保険者が使用または管理する入居物件の付帯設備の破損、き損または汚損によって生じた土壤、水質の汚染、汚濁に起因する損害賠償責任

第43条(損害賠償責任解決の特則)

当会社は、必要と認めた場合は、被保険者に代わって当会社の費用で損害賠償の解決にあたることができます。この場合において、被保険者は、当会社の求めに応じその遂行について当会社に協力しなければなりません。

第2節 個人賠償責任保険条項

第44条(個人賠償責任保険金を支払う場合)

1. 当会社は、被保険者が、日本国内において次の各号に掲げる偶然な事故により、第三者の身体の障害または財物の破損、き損または汚損について、法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して、個人賠償責任保険金を支払います。

ただし、入居物件以外の不動産の所有、使用または管理に起因する事故を除きます。

約款・特約

- ①被保険者の居住の用に供される入居物件(入居物件および敷地内の動産および不動産を含みます。)の使用または管理に起因する偶然な事故
②被保険者の日常生活に起因する偶然な事故
2.当会社が支払う個人賠償責任保険金の範囲は、次の各号に掲げるものとします。
①被保険者が被害者に支払うべき損害賠償金
この場合、損害賠償金には、判決により支払いを命ぜられた訴訟費用および判決日までの遅延損害金を含みます。ただし、損害賠償金を支払うことによって被保険者が代位取得するものがある場合は、その額をこれから差引るものとします。
②損害賠償責任の解決について、被保険者が当会社の書面による同意を得て支出した訴訟、裁判上の和解、調停または仲裁に要した費用(弁護士報酬を含みます。)
③損害賠償責任の解決について、被保険者が当会社の書面による同意を得て支出した示談交渉に要した費用
④第20条(事故発生による保険契約者および被保険者の義務)第1項第①号の手段を講ずるために支出した必要または有益と認められる費用
⑤損害を拡大防止または軽減するために必要または有益と認められる手段を講じた後において、被保険者に損害賠償責任がないと判明した場合は、支出につきあらかじめ当会社の書面による同意を得た費用および被保険者が被害者のために支出した応急手当、護送、その他緊急措置に要した費用
⑥第47条(損害賠償責任解決の特則)の規定により、被保険者が当会社の要求に従い、協力するために直接要した費用
⑦被保険者が他人に対して損害賠償の請求権を有する場合において、第20条第1項第⑥号または第23条(代位)第3項の規定により、その権利の保全および行使に必要な手続きをとるために要した費用
3.個人賠償責任保険に係る事故に関して損害賠償請求権を有する被害者は、前各項に掲げる個人賠償責任保険金を請求する権利について先取特権を有します。
4.被保険者は、損害賠償請求権に係る債務について弁済をした金額または損害賠償請求権を有する被害者の承諾があつた金額を限度として、当会社に対し個人賠償責任保険金を請求することができます。
5.被保険者は、個人賠償責任保険金請求権を譲渡または質入れすることはできません。ただし、次の場合はこの限りではありません。
①損害賠償請求権を有する被害者に対する譲渡
②被保険者が損害賠償請求権を有する被害者に対し損害賠償請求権に係る債務について弁済をした場合はその被害者の承諾があつた場合
- 第45条(個人賠償責任保険金の支払額)**
- 1.当会社が1事故につき支払うべき個人賠償責任保険金の額は、次の第①号および第②号の金額の合計額とします。ただし、1事故につき加入内容確認証に記載の入居者賠償責任保険金額を限度とします。
①前条(個人賠償責任保険金を支払う場合)第2項第①号に規定する損害賠償金の額
ただし、1事故につき加入内容確認証に記載の入居者賠償責任保険金額を限度とします。
②前条第2項第②号から第⑦号までの費用の全額
ただし前条第2項第②号および第③号の費用は、前条第2項第①号の損害賠償金の額が入居者賠償責任保険金額を超える場合は、その入居者賠償責任保険金額の前条第2項第①号の損害賠償金の額に対する割合によって支払います。
- 2.当会社が1回の事故につき支払うべき前項の個人賠償責任保険金の額と第40条(借家人賠償責任保険金を支払う場合)の借家人賠償責任保険金の額の合計額が入居者賠償責任保険金額を超える場合は、借家人賠償責任保険金および個人賠償責任保険金の額は、入居者賠償責任保険金額をそれぞれの保険金の額で比例配分した額とします。
- 第46条(個人賠償責任保険金を支払わない場合)**
- 1.当会社は、被保険者が次の各号に掲げる損害賠償責任を負担することによって被った損害に対しては、個人賠償責任保険金を支払いません。
①被保険者の職務・業務遂行に直接起因する損害賠償責任
②もっぱら被保険者の職務の用に供される動産または不動産(入居物件の一部がもっぱら被保険者の職務の用に供される場合は、その部分を含みます。)の所有、使用または管理に起因する損害賠償責任
③被保険者と同居する者に対する損害賠償責任
④被保険者の使用者が被保険者の業務に従事中に被った身体の障害に起因する損害賠償責任

- ただし、被保険者が家事使用人として使用する者を除きます。
⑤保険契約者はまたは被保険者と第三者との間に損害賠償責任に関する特別の約定がある場合において、その約定によって加重された損害賠償責任
⑥被保険者が所有、使用または管理する財物の破損、き損または汚損によって、その財物について正当な権利を有する者に対して負担する損害賠償責任
⑦船舶(ヨット、モーターボートおよびボートを含みます)、航空機および自動車(自動二輪車、自動三輪車、原動機付自転車を含み、自転車など主動力が人力であるものを除きます。なお、「原動機付自転車」とは、総排気量が125cc以下のものをいいます。)、銃器(玩具として使用する空気銃を除きます。)の所有、使用または管理に起因する損害賠償責任
⑧被保険者が使用または管理する入居物件の付帯設備の破損、き損または汚損によって生じた土壤、水質の汚染、汚濁に起因する損害賠償責任
2.当会社は、次の各号に掲げる事由によって損害が生じ、それによって被保険者が被った損害に対しては、個人賠償責任保険金を支払いません。
①保険契約者、被保険者またはこれらの者の法定代理人あるいは保険金を受取る者の故意
②被保険者の心神喪失
③被保険者の闘争行為
④被保険者本人またはその指図による暴行または殴打
⑤戦争(宣戦の有無を問いません。)、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他のこれらに類似の事変または暴動
⑥地震もしくは噴火またはこれらによる津波
⑦核燃料物質(使用済み燃料を含みます。)もしくは核燃料物質によって汚染された物(原子核分裂生成物を含みます。)の放射性、爆発性その他の有害な特性の作用またはこれらの特性による事故
- 第47条(損害賠償責任解決の特則)**
- 当会社は、必要と認めた場合は、被保険者に代わって当会社の費用で損害賠償の解決に当たることができます。この場合において、被保険者は、当会社の求めに応じ、その遂行について当会社に協力しなければなりません。

特約

(ペイジー方式支払特約)

第1条(この特約の適用条件)

この特約は、保険契約者と当会社との間に、あらかじめ保険料をゆうちょ銀行・その他の銀行のATM、インターネットバンキング、モバイルバンキングのいずれかによるペイジー方式で払い込むことについての合意がある場合で、保険契約(更新契約を含みます。以下この特約において同様とします。)が保険期間の初日までに締結されている場合に適用されます。

第2条(保険料の払込み)

- 1.保険契約者は、保険期間の初日の属する月の翌月末日(以下「払込期日」といいます。)までに、保険料の全額をペイジー方式で払い込まなければなりません。
- 2.払込期日までに保険料が当会社に払い込まれた場合は、当会社は、保険期間の初日の前日に保険料が払い込まれたものとみなします。

第3条(保険料の領収日)

保険料の領収日は、ペイジー方式での払い込みが完了した時点の属する日とします。

第4条(保険料領収証の交付)

保険料領収証の交付については、保険契約者から請求があった場合に、当会社が保険料の入金を確認した後に発行します。

第5条(保険料が払い込まれる前に保険金を支払う場合の取扱い)

保険料が払い込まれる前に発生した事故による損害、費用または損失に対して、当会社がこの保険契約に基づき保険金を支払う場合は、保険契約者は、その支払を受ける前に、未払込保険料の全額を一括して当会社に払い込まれなければなりません。

第6条(この保険契約の解除)

- 1.当会社は、払込期日までに保険料が払い込まれなかった場合には、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。
- 2.前項の規定による解除の効力は、保険期間の初日から発生します。

第7条(保険料の返戻の特則)

普通保険約款に定める保険料の返戻については、当会社が保険料の領収を確認した後におこないます。

第8条(準用規定)

この特約に規定しない事項については、この特約の趣旨に反しない限り、普通保険約款およびこれに付帯された他の特約の規定を準用します。

約款・特約

別表1 用語の意味一覧表

(50音順)

用語	意味
按分 (あんぶん)	他に保険・共済等の契約がないものとして算出した各保険・共済商品の支払保険金・共済金の合計額が、損害の額を超えてしまう場合には、「各保険・共済の支払保険金・共済金の合計額 = 損害額」となるように各保険・共済会社の支払保険金を調整して支払われます。これを按分するといいます。
いたずら	第三者の行為により入居物件または保険の目的に破損、き損、汚損の損害を受けたことをいいます。
1事故あたりの支払限度額	1回の事故における補償の上限額をいいます。例えば、盗難による家財保険金での「1事故50万円を限度」とは、1事故あたりの補償の限度額を意味しており、1契約で被保険者が複数名の場合であっても、1事故の補償の限度額は50万円となります。
解除	いったん有効に成立した保険契約を一方的に解消することをいいます。当会社の約款では当会社が一方的に解消することをいいます。
解約	保険契約者が保険契約を解除することをいいます。
火災	1.人の意図に反しまたは放火により発生すること 2.消火の必要がある燃焼現象であること 3.火元から他のものに引火し、さらに自力で燃え広がる現象であること 4.消火のために消火施設又はこれと同程度の効果のあるものの利用を必要とすること 以上に掲げた4つの要件が全部含まれているものを火災といいます。
家財	被保険者が所有する生活用動産で、入居物件内にあるものをいいます。
加入内容確認証	ご契約の内容をご確認いただくために提供する確認証です。ご契約いただきました補償内容や取扱代理店などを明示しております。
給排水設備	共用部分または入居物件専用の上水道設備(スプリンクラー設備・装置を含みます)、下水道設備のことを指します。ただし洗濯機本体、エアコン(ドレン管を含みます。)は給排水設備には含みません。
原状回復	結果として生じている現在の状態を、それを生じさせた原因以前の状態に戻すことをいいます。
故意	結果の発生を認識しながらそれを容認して行為するという心理状態を言い、保険金取得を目的とした放火や自殺のためにおこなった放火などがこれにあたります。
更新	保険期間の満了時に、新たに契約を結ぶことをいいます。
構内	入居物件の所在する敷地内を指します。
告知義務	保険契約申込者が保険を契約する際に、保険契約の条件を設定するための重要な事実を当会社に申し出る義務のこと、および重要な事項について不実のことを申し出でてはならない義務のことといいます。

用語	意味
債権	特定の相手方に対して、特定の財産上の行為(支払い)をおこなうよう要求できる権利をいいます。
再調達価額	現在所有する財物と同等の物を新たに購入するのに必要な金額をいいます。
先取特権	被害者が、被保険者に対する損害賠償請求権に関し、保険金について他の債権者に優先して弁済を受ける権利をいいます。
シェアハウス等	被保険者を含めた複数の賃借人がそれぞれ明確な専用使用部分を有し、その専用使用部分以外の台所、便所、浴室等を正当な権利に基づき共同で使用または管理する形態の物件をいいます。
失効	保険契約が将来に向かって効力を失い終了することをいいます。
支払責任額	他の保険契約等がないものとして算出した保険会社等が支払うべき保険金または共済金の額をいいます。
重過失	少し注意すれば事故が起きたのに漫然と事態を見過ごしてしまった場合を言います。過去の判例で次のような例が重過失と判断されています。 ・暖をとるために電気コンロをつけたまま眠り、寝具が触れて火災となった ・揚げ物の鍋を火にかけたまま台所を離れた間に油に引火して火災となった ・寝タバコが原因で火災となった ※ 軽度な過失であっても、それが2度目となると重過失という判例もあります。また、上記のような例であっても、状況によっては重過失と判断されない場合もあります。
心神喪失	精神機能の障害のため意思能力を欠く状態にあることをいいます。
親族	6親等以内の血族、配偶者、3親等以内の姻族を指します。(民法第725条)
責任無能力者	民法上、不法行為責任を負担しうる能力がない者をいいます。
全焼	火災による損害の額が被害物件の再調達価額の80パーセント以上のもの又はこれ未満であっても残存部分に補修を加えて再使用できないものをいいます。
全損	損害の額が被害物件の再調達価額の80パーセント以上のもの又はこれ未満であっても残存部分に補修を加えて再使用できないものをいいます。
損害の額	家財保険の目的などで被保険者から申告された被害物の損害内容を当会社が調査・査定し、算出・認定した金額のことをいいます。
損害賠償	他人に与えた損害を填補(てんぽ)し、損害がないのと同じ状態にすること。民法上、債務不履行と不法行為を主な原因とし、被害者はそれを請求する権利があります。
代位取得(だいいしゆとく)	第三者の行使できる権利を代わりに取得することをいいます。

用語	意味
第三者	被保険者と生計を共にする同居の親族以外の者をいいます。
建具	外部に面した玄関ドアや窓または入居物件内部のドアや引戸のことを指します。
通知義務	保険を契約した後、契約時の条件に変更が生じた場合に、保険契約者または被保険者が当会社に連絡する義務のことをいいます。
当会社	この保険契約の引受会社をいいます。
当会社の同種の保険契約	入居者総合安心保険プラスⅢ、入居者総合安心保険プラス、テナント総合安心保険プラスをいいます。
入居物件	被保険者が借用する保険契約申込書に記載された戸室(注)をいいます。 (注)共同住宅の場合は戸室を、戸建の場合はその建物をいい、これに付属する物置、車庫その他の付属建物を含みます。
入居物件からの退去	家財の搬出、鍵の返却が完了した状態(賃貸借契約の終了前後を問いません。)を指します。
入居物件の専用上水道管	戸室の止水栓から入居物件に入り込んだ内側の上水道管をいい、蛇口やシャワーへッドまでを含みます。なお、入居物件内の給湯器および風呂釜については、水・お湯が通る熱交換器(ラジエーター)の部分のみ専用部分の上水道管に含むものとします。
破裂または爆発	気体または蒸気の急激な膨張を伴う破壊、またはその現象のことをいいます。
反社会的勢力	暴力団、暴力団員(暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含みます。)、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力をいいます。
半焼	火災による損害の額が被害物件の再調達価額の20パーセント以上のもので全焼に該当しないものをいいます。
半損	損害の額が被害物件の再調達価額の20パーセント以上のもので全損に該当しないものをいいます。
被保険者	保険の補償を受ける人、または保険の対象になる人をいいます。
不法行為	故意または過失によって他人の権利を侵害し、その結果他人に損害を与える行為をいいます。加害者は、その損害を賠償する責任を負います。
暴動	群集または多数の者の集団行動によって、全国または一部の地区において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいいます。
保険期間	保険申込書に記載された補償期間をいいます。当会社が責任を負う期間のことと、この期間内に保険事故が発生した場合のみ当会社は保険金を支払います。
保険金	保険事故により損害が生じた場合に、当会社が被保険者に支払う金銭のことをいいます。
保険金額	保険契約において設定する契約金額のこと。保険事故が発生した場合に、当会社が支払う保険金の限度額となります(ただし、保険金の内容によっては別個の制限額の設定があります。)。

用語	意味
保険契約	保険契約申込者の申込みを当会社が承諾することにより成立する契約のことをいいます。
保険契約者	自己の名前で当会社と保険契約を締結した人をいいます。保険契約者は、保険料を支払う義務があります。
保険契約申込書	保険を契約する際に、保険契約申込者が署名または記名押印し、当会社に提出する書類のことをいいます。
保険の目的	保険をかける対象のことをいいます。この商品の「家財保険の目的」とは被保険者の所有する家財を指します。
保険料	被保険者の被る危険を当会社が負担するための対価として、保険契約者が当会社に支払う金銭のことをいいます。
窓ガラスの熱割れ	気温差による窓ガラスのひび割れをいいます。
無効	契約の効果がはじめから無いことをいいます。
免責	保険金が支払われない保険契約上の事由をいいます。たとえば、戦争や内乱によって生じた事故、保険契約者などが自ら招いた事故、地震、噴火、津波等による事故などによる損害については保険金を支払わないものがあります。
免責金額	保険金が支払われる事故が生じた場合に、当会社が保険金を支払わない範囲を指し、被保険者が自己負担をする金額をいいます。
持ち出し家財	入居物件から旅行等により一時的に持ち出した家財のこと。ただし、入居物件およびその構内以外で、被保険者が所有あるいは賃借しているトランクルーム(貸倉庫)などに保管している被保険者所有の生活用動産を除きます。
約款(やっかん)	保険契約の条文のことをいいます。
床上浸水	起居など生活するために必要な床(フローリング、畳などの部分であり、玄関や土間のたたきの部分は除きます。)を超えて浸水することをいいます。

別表2 短期率表

経過月数	1年目		2年目		
	1年契約	2年契約	経過月数	1年契約	2年契約
1	64%	79%	13	-	38%
2	58%	75%	14	-	34%
3	52%	72%	15	-	31%
4	46%	68%	16	-	27%
5	41%	65%	17	-	24%
6	35%	62%	18	-	21%
7	29%	58%	19	-	17%
8	23%	55%	20	-	14%
9	17%	51%	21	-	10%
10	12%	48%	22	-	7%
11	6%	44%	23	-	3%
12	0%	41%	24	-	0%

約款・特約

別表3 重複契約の場合の支払按分計算について

●家財保険金

支払責任額の合計額	他の保険契約の支払基準	損害保険金の額	支払限度額
①それぞれの保険契約につき、他の保険契約がないものとして算出した支払保険金の合計額が、第30条各項に定める家財保険金の事故種類ごとの支払限度額をこえない場合	—	この保険契約の支払責任額	—
②それぞれの保険契約につき、他の保険契約がないものとして算出した支払保険金の合計額が、第30条各項に定める家財保険金の事故種類ごとの支払限度額をこえる場合	イ:再調達価額を基準として算出した損害額を支払う旨の約定のある保険契約のみ	第30条各項の支払限度額 × $\frac{\text{この保険契約の支払責任額}}{\text{それぞれの保険契約の支払責任額の合計額}}$ = この保険契約で実際に支払う家財保険金	他の保険契約がないものとして算出した支払保険金
	ロ:再調達価額を基準として算出した損害額を支払う旨の約定がない保険契約のみ	第30条各項の支払限度額 - 再調達価額を基準として算出した損害額を支払う旨の約定がない他の保険契約によって支払われるべき損害保険金の額 = この保険契約で実際に支払う家財保険金	
	ハ:上記イ・ロの保険契約が同時に契約されている場合	第30条各項の支払限度額 - 再調達価額を基準として算出した損害額を支払う旨の約定がない他の保険契約によって支払われるべき損害保険金の額 = この保険契約の支払責任額 再調達価額を基準として算出した損害額を支払う旨の約定がない他の保険契約によって支払われるべき支払責任額の合計額	

●費用保険、修理費用保険および賠償責任保険

支払責任額の合計額	他の保険契約の支払基準	損害保険金の額	支払限度額
①それぞれの保険契約につき、他の保険契約がないものとして算出した支払責任額の合計額が、第36条、第38条、第41条、第45条に定める支払限度額をこえない場合	—	この保険契約の支払責任額	—
②それぞれの保険契約につき、他の保険契約がないものとして算出した支払責任額の合計額が、第36条、第38条、第41条、第45条に定める支払限度額をこえる場合	—	第36条、第38条、第41条、第45条に定める支払限度額 × $\frac{\text{この保険契約の支払責任額}}{\text{それぞれの保険契約の支払責任額の合計額}}$ = この保険契約で実際に支払う支払保険金	他の保険契約がないものとして算出した支払保険金